KC'sから㈱ソフトバンクモバイルへの主な指摘、要請事項 《問題点》 事業者の一方的都合によって 消費者に不利益を強いている

具体的な要請事項

C'sから㈱ソフトバンクモバイル への主な指摘、要請事項 は は 機ソフトバンクモバイルからの(回答) ならびに契約者に対する【対応】

積み残された問題点 (申入れ活動終了2010年1月6日時点)

(回答) 法律上、問題ある対応はしていない

(回答) 約款において、サービス提供停止の 事態および前払い残高は返還しない旨を 明記している

(回答) あくまで"特典"措置として

本件、消費者契約 法10条(※1) 「消費者の利益を 一方的に害する」 条項の無効、該当

現行の消費者契約 法では、契約消滅 の問題を団体訴訟 制度の対象とでき るかは問題(※

当初の対応から、改善はあったが、あくまで も "特典" という姿勢を崩さなかった

しかし

① 第3世代プリペイド 携帯契約へ 移行する場合 ①ー① 前払い残高の 引き継ぎをすべき

①ー② 第3世代携帯 電話機本体の 無償提供すべき 【対応】2009年7月下旬以降の 契約移行者のみ、引き継ぎ

【対応】3000円分を残高に「上乗せ」措置 (2010年1月6日時点)

> その後も3/31まで追加キャンペーン をしている模様??

早くに (2009年7月下旬以前に) 契約移行した者には、前払い残高は、無効処理のまま放置

不対応 契約者は、新たに新機種の購入を強いられる

② 第3世代プリペイド 携帯契約へ 移行しない場合 ② 前払い残高の清算。 返金、返金相当の 処理すべき

【対応】各契約者にDM送付開始された

※上記の【対応】は、申入れ活動終了(2010年1月6 日)時点のものです 不対応

一方的に契約サービスの提供を停止され、 ソフトバンクモバイルとの契約継続しない 場合には、各種不利益を受けるだけ

サービス提供停止等の不利益事項の周知徹底

メール (SMS) だ けでなく個別のDM 等の 広報手段をすべき ※1:例えば、賃貸借契約において、貸主に過重な原 状回復義務を課する条項など

※2:現行の消費者契約法第12条では、差止請求の 対象は契約を締結する行為やそのための勧誘行為 とされ、契約を終了する行為についての直接の規定 がない